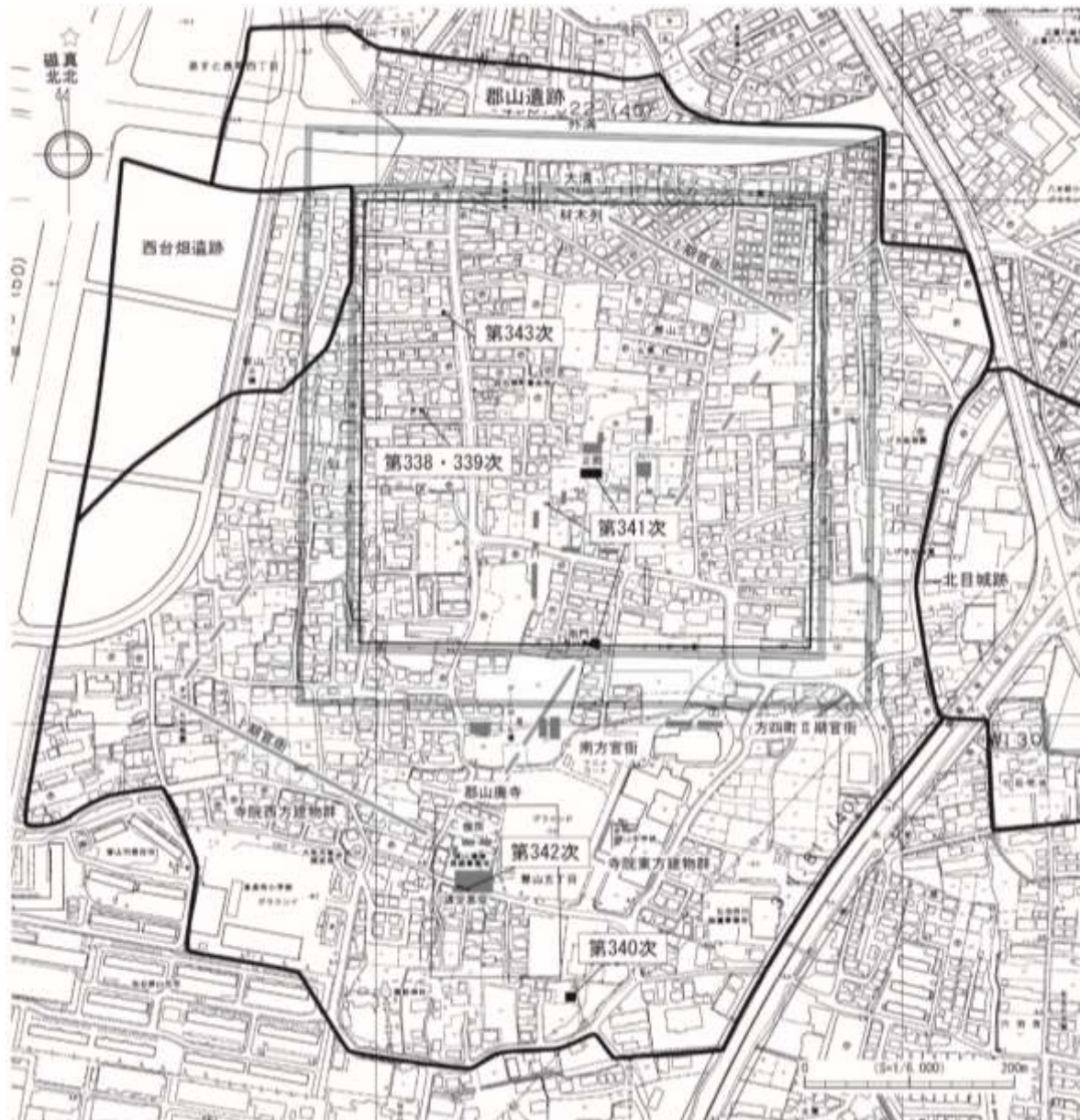


調査次数	調査地区	調査面積	調査期間	調査原因
郡山遺跡第 338 次	Ⅱ期官衙西部	12 m ²	令和7年5月7日～5月8日	個人住宅建築
郡山遺跡第 339 次	Ⅱ期官衙西部	12 m ²	令和7年5月7日～5月8日	個人住宅建築
郡山遺跡第 340 次	郡山遺跡南東部	13 m ²	令和7年6月23日	長屋住宅建築
郡山遺跡第 341 次	方四町Ⅱ期官衙中枢部および方四町Ⅱ期官衙南辺	126 m ²	令和7年9月29日 ～令和8年2月(予定)	範囲確認調査
郡山遺跡第 342 次	郡山廃寺西部	17 m ²	令和7年10月29日 ～10月30日	給排水工事
郡山遺跡第 343 次	Ⅱ期官衙西部	9 m ²	令和8年1月13日 ～1月16日	個人住宅建築
陸奥国分寺跡第 35 次	遺跡北東部	300 m ²	令和7年5月15日～8月6日	範囲確認調査



第1図 令和7年度 郡山遺跡 調査地点位置図

郡山遺跡第 341 次調査

1. 調査要項

遺跡名 郡山遺跡（宮城県遺跡登録番号 01003） 所在地 仙台市太白区郡山 3 丁目
調査原因 国庫補助事業による史跡内での範囲確認 調査面積 約 230 m²
調査期間 令和 7 年 9 月 29 日～令和 8 年 2 月（予定） 調査担当 仙台市教育委員会文化財課

2. 調査概要

政庁域西部および南部、II 期官衙外郭南辺の遺構配置について確認するために、調査区は①石組溝跡（SD1600）の延長部分、②II 期官衙南門（SB712）部分、③II 期官衙前殿（SB1635）部分の三箇所を設定した（第 2 図）。

各調査区で検出された主な遺構は以下の通りである。

①昨年度調査した石組溝跡の延長

第 336 次調査で検出した石組溝跡の延長部分を調査したが、続きは確認されなかった（第 3 図）。石組溝は現代の耕作により削平されたと考えられる。

なお、調査区北半は第 107 次調査と一部重複しているが、第 107 次調査においても遺構は検出されていない。

②II 期官衙南門

過去に南門跡を検出した第 56 次調査区を含む範囲に調査区を設定した。第 56 次調査では 4 基の柱穴が確認されたが、新たに 5 基の柱穴を検出した（第 4 図）。平面形状は円形または隅丸方形で控え柱はいずれも円形を呈する。規模は直径 1.2m～2.3m に及び、柱間間隔は 2.1m～2.7m である。5 基の柱穴では柱材が残存し、最大径は約 50 cm である。

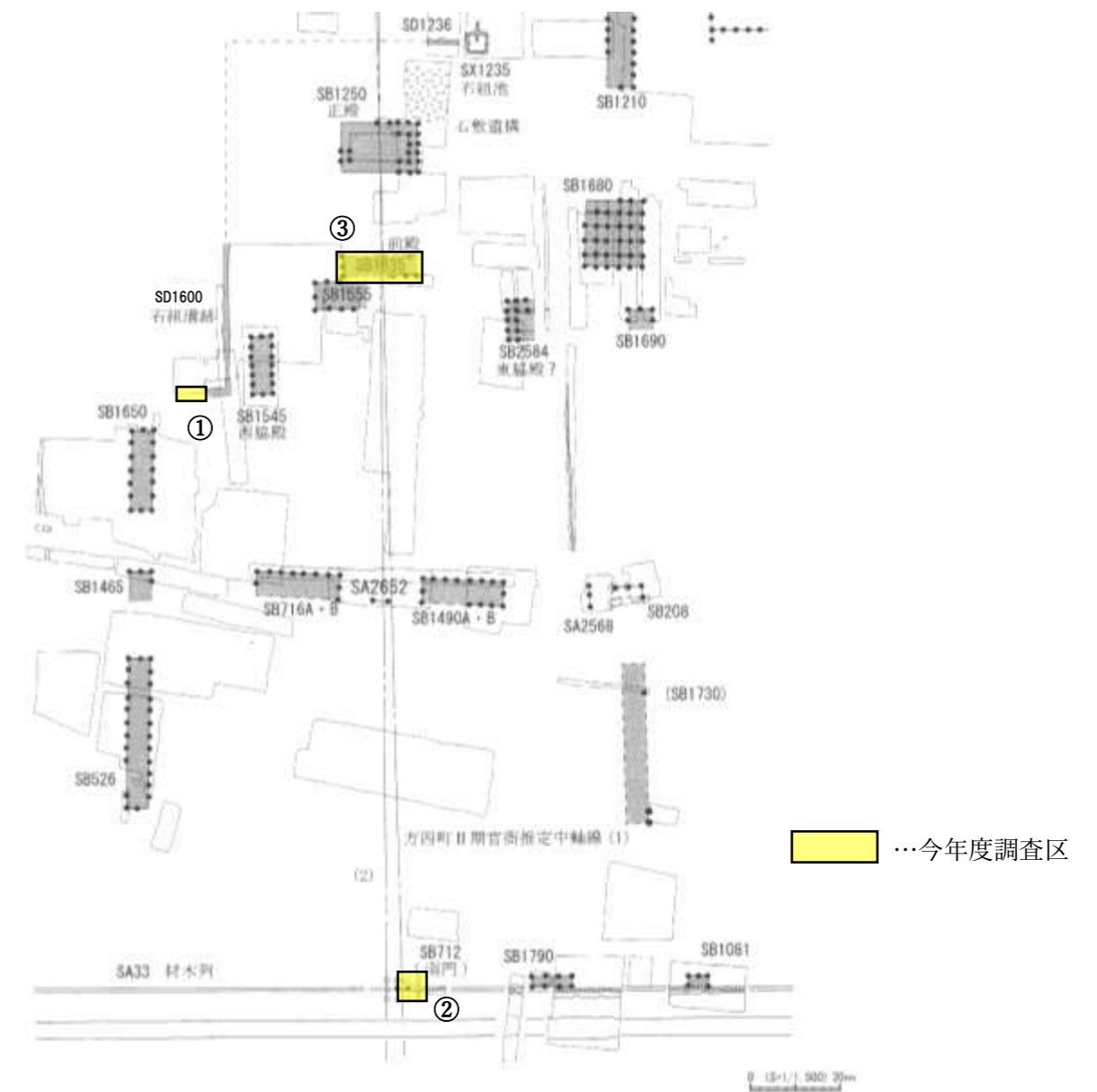
6 基の控柱が確認されたことから、南門の構造は八脚門以上であると想定されるが、八脚門と仮定した場合、通り間は 2.2m であり、ほかの柱間と同程度の間隔であること、II 期官衙の中軸線からやや東にずれていることから、南門の構造は、八脚門より大きい規模（十二脚門など）であった可能性が考えられる（第 5 図）。

③II 期官衙前殿

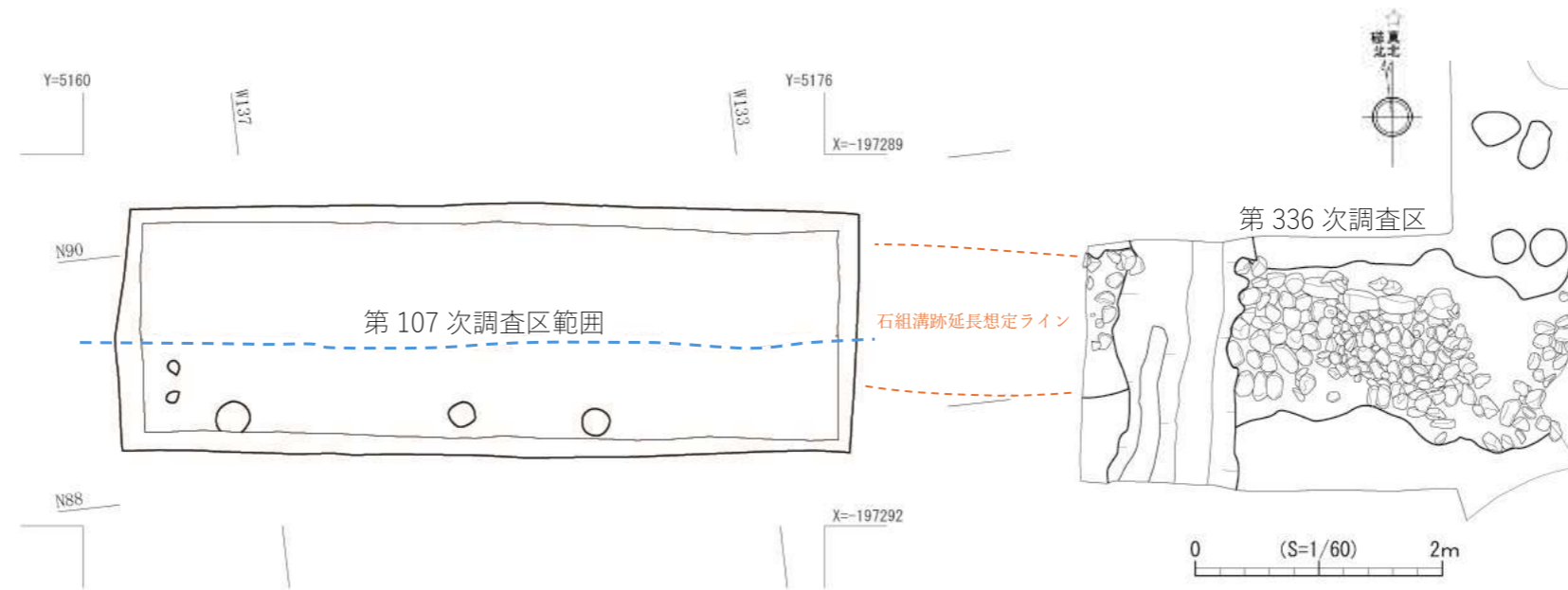
第 3・107 次調査で前殿を構成する柱穴の一部をそれぞれ検出しており、それらを含む範囲で調査区を設定した。調査の結果、南北梁行 2 間、東西桁行 6 間の建物跡を検出した（写真 1）。柱穴掘り方の規模は一辺 0.8m～1.3m で平面形状は円形または隅丸方形を呈する。柱痕跡の規模は 23～34cm であり、柱間間隔は 2.6m～3m である。

北桁行に比べ、南桁行の柱穴の規模が小さいこと、北桁行におけるの柱穴の掘り方で重複が確認されたことから、SB1635 と一部重複する建物跡が北側に展開する可能性がある。

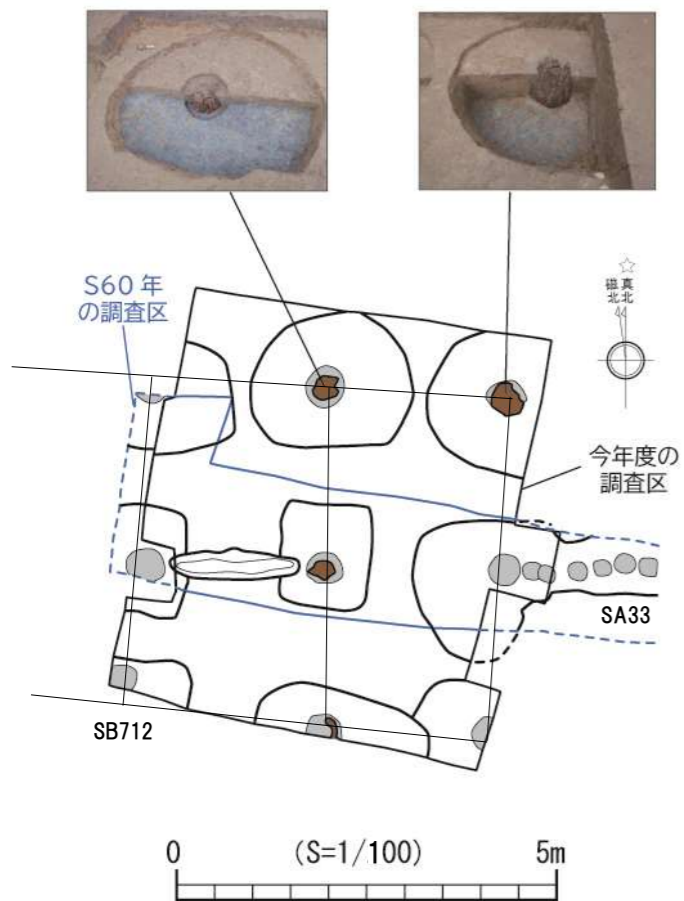
しかし、今年度の調査においては、柱穴掘り方の重複関係の精査は部分的な確認に留まったことから、精査を次年度も継続したい。



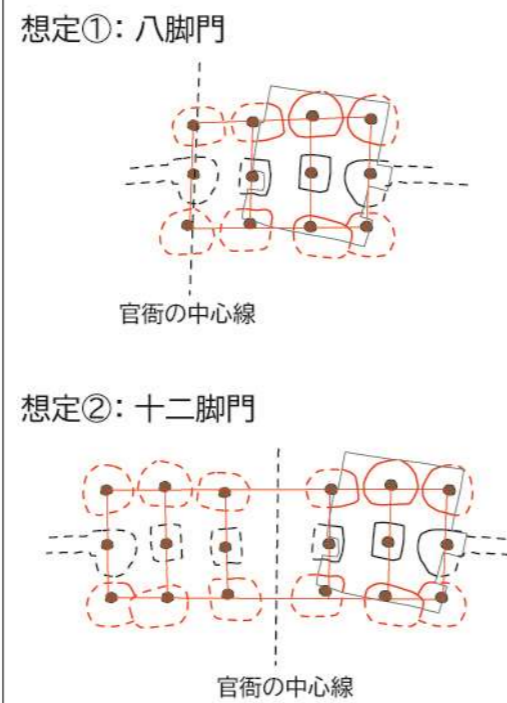
第 2 図 令和 7 年度 調査区位置図



第3図 ①石組溝跡調査区の遺構配置図



第4図 ②南門調査区の遺構配置図



第5図 門の想定模式図



写真1 ③前殿調査区の検出状況

史跡陸奥国分寺跡第 35 次調査

1. 調査要項

調査地点 仙台市若林区木ノ下 3 丁目 調査期間 令和 7 年 5 月 15 日～8 月 8 日（予定）
 調査原因 国庫補助事業による遺構確認調査 調査面積 約 300 ㎡

2. 調査概要

調査区は陸奥国分寺跡北東部に位置する。北東部における内部施設の有無を確認するため調査区を 4 箇所設定した（第 6 図）。（第 7 図）1 区では、中央部で SB1 掘立柱建物跡 1 棟が検出された（写真 2）。規模は東西 1 間以上（総長 2.2m、柱間間隔 210～220cm）、南北 4 間（総長 12.2m、柱間間隔 300～310cm）で、南面に廂が付く可能性がある。柱痕跡の規模は 20～32cm で、柱穴掘方の規模は一辺 140～200cm の隅丸方形を呈する。柱穴は堆積土中に焼土ブロックが混入しており、柱の抜き取り穴は確認されない。第 27 次（平成 18 年）調査の 3 区では柱穴が検出されていないため、建物規模は両調査区間に収まると推定される。また、北側の掘方 2 基は掘方がそれぞれ別の遺構と重複して検出されており、重複した遺構より新しい。

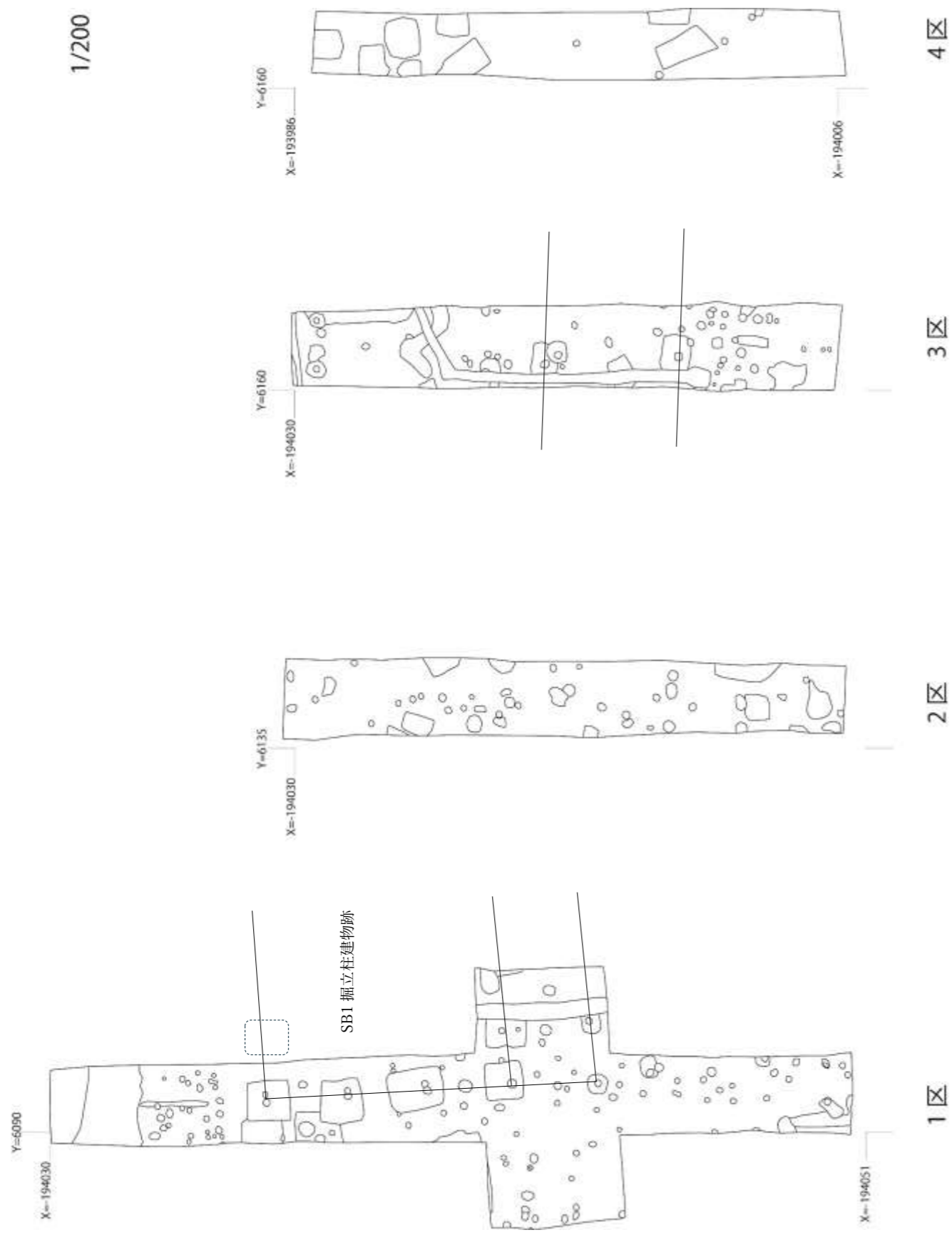
2 区からは、土坑、ピットが検出された。3 区からは、柱穴が 6 基確認され、そのうち方形の掘り方を伴う柱穴は、隅丸方形の掘り方が 5m 間隔で並ぶことから南北梁行 2 間の東西棟の可能性が考えられる。4 区では、上層の多くが攪乱によって乱されており、ピットのみ検出された。



写真 2 SB1 掘立柱建物跡検出状況(南東から)



第 6 図 令和 7 年度 陸奥国分寺跡調査区位置図

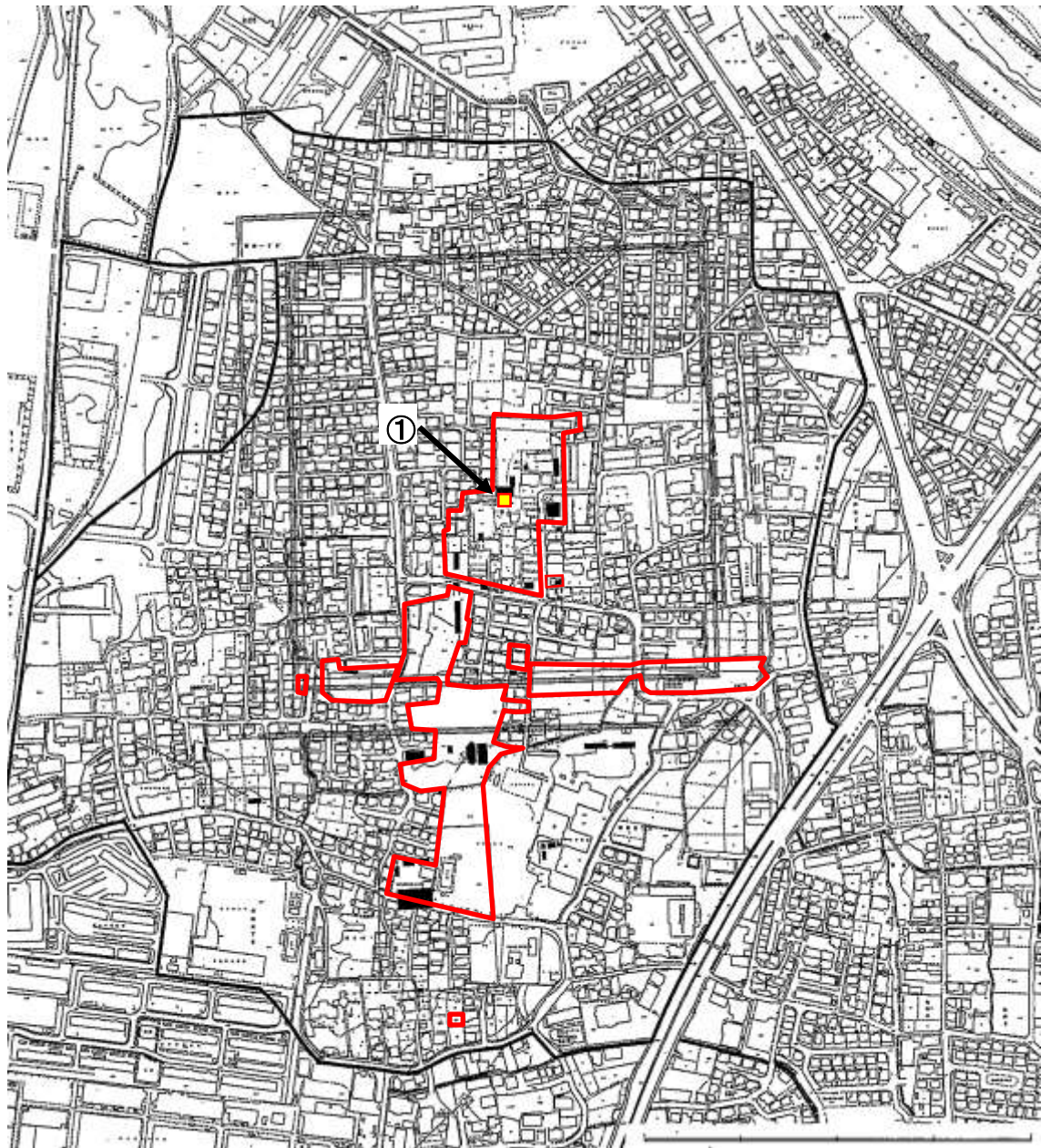


第 7 図 陸奥国分寺跡第 35 次各調査平面図

令和 8 年度の調査地点について

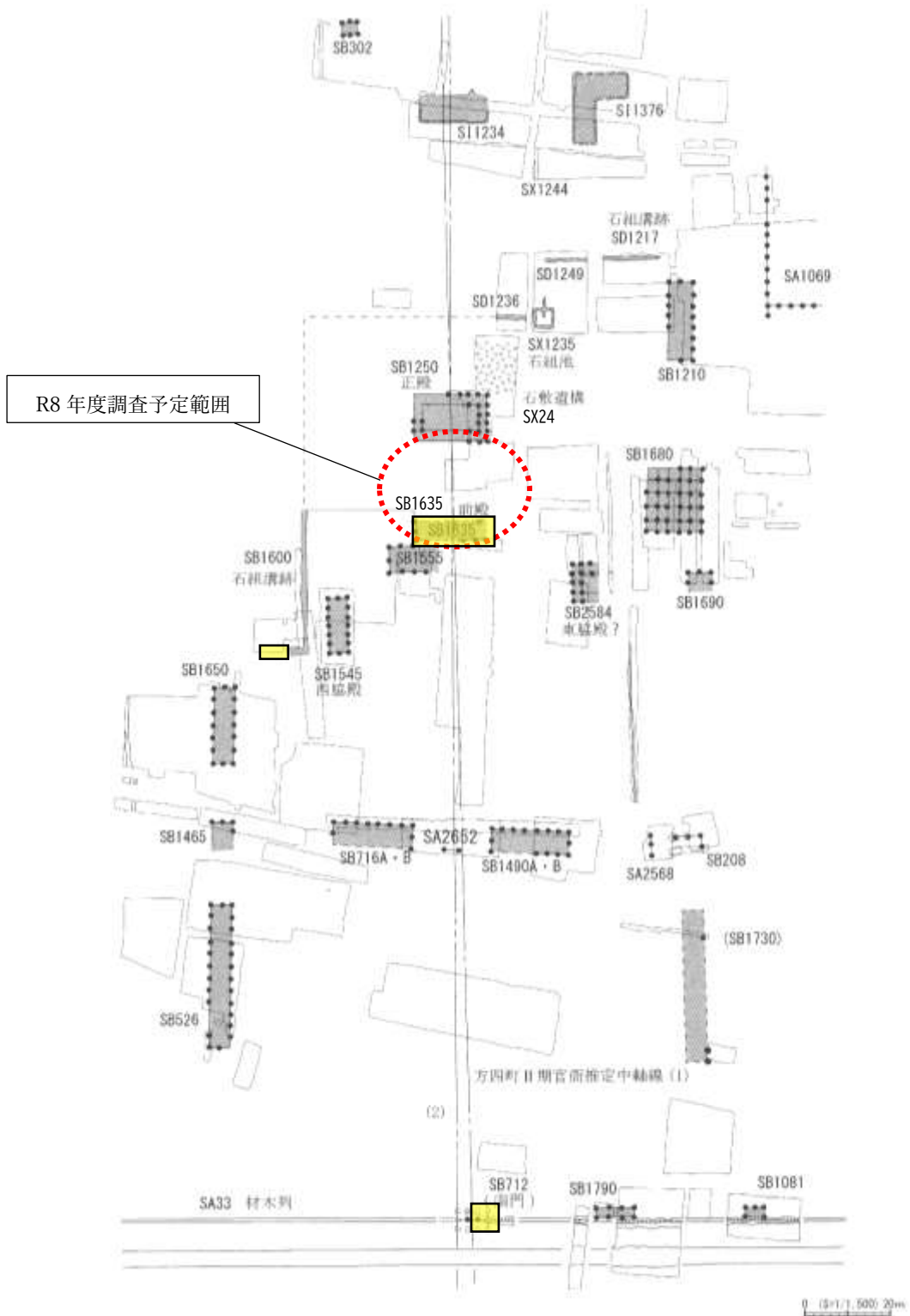
1. 郡山遺跡

令和 7 年度に実施した第 341 次調査では、SB1635（前殿跡）が南北 2 間、東西 6 間の規模であることが確認されたが、北桁行における柱穴の掘り方の重複が部分的な調査に留まった。また、SB1250（正殿跡）の北側で検出されている SX24（石敷）が、SB1250（正殿跡）の南側でも認められるかどうかはこれまで課題の一つであった。以上の理由により、令和 8 年度は第 341 次調査区を含め、北側に範囲を拡張した調査区を設定する。



①…R8 年度調査予定地区
…指定境界線

令和 8 年度 郡山遺跡 発掘調査予定区 位置図①



…令和7年度第341次調査区

R8年度 郡山遺跡 発掘調査予定区 位置図②

